

令和3年3月定例会 予算特別委員会 次第 第3日

令和3年3月15日(月)

1. 議案上程(議案第5号から第9号まで及び議案第16号から第28号まで)

分科会委員長報告、分科会委員長に対する質疑、市長に対する質疑、討論、表決

出席委員(16人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積	10番 佐藤誠
11番 中田敏彦	12番 進藤優子	14番 米谷勝
15番 三浦利通	16番 安田健次郎	17番 古仲清尚
18番 吉田清孝		

欠席委員(2人)

7番 船木正博	13番 船橋金弘
---------	----------

議会事務局職員出席者

事務局長	岩谷一徳
副事務局長	清水幸子
局長補佐	三浦大作
主席主査	吉田平

説明のため出席した者

市長	菅原広二	副市長	船木道晴
教育長	栗森貢	監査委員	鈴木誠
総務企画部長	佐藤透	市民福祉部長	山田政信
観光文化振興部長	小玉博文	産業建設部長	柏崎潤一
企業局長	八端隆公	企画政策課長	伊藤徹
総務課長	鈴木健	総務課危機管理室長	沼田弘史

財政課長	佐藤 静代	税務課長	菅原 章
税務課債権管理室長	佐藤 淳	福祉課長	小澤田 一志
介護サービス課長	鎌田 栄	生活環境課長	畠山 隆之
健康子育て課長	原田 徹	観光課長	三浦 一孝
男鹿まるごと売込課長	湊 智志	文化スポーツ課長	杉本 一也
農林水産課長	畠山 喜美	建設課長	薄田 修一
病院事務局長	田村 力	会計管理者	平塚 敦子
教育総務課長	太田 穰	学校教育課長	加賀谷 正人
監査事務局長	高桑 淳	企業局管理課長	三浦 幸樹
上下水道課長	小野 肇	ガス工務課長	真壁 孝彦
選管事務局長	(総務課長併任)	農委事務局長	(農林水産課長併任)

午前10時01分 開 議

○委員長（進藤優子） 皆様、おはようございます。

議事に入る前にお諮りいたします。秋田魁新報社から傍聴したい旨、申し出があります。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（進藤優子） ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可いたします。

これより予算特別委員会を再開いたします。

本日、船木正博委員、船橋金弘委員から欠席の届け出がありますので報告いたします。

本日の議事に入ります。

議案第5号から第9号まで及び議案第16号から第28号までを一括して議題といたします。

この際、分科会における審査の経過について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に、総務分科会委員長の報告を求めます。1番中田謙三委員長

○総務分科会委員長（中田謙三） おはようございます。

総務分科会で審査いたしました、議案第5号令和2年度男鹿市一般会計補正予算

(第14号)、議案第27号令和2年度男鹿市一般会計補正予算(第15号)及び議案第16号令和3年度男鹿市一般会計予算並びに議案第28号令和3年度男鹿市一般会計補正予算(第1号)の条文、歳入全款、総務分科会所管に係る歳出と所管事項について、審査の経過をご報告いたします。

この際、予算の内容については省略させていただき、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

はじめに、令和2年度補正予算についてであります。

第1点として、家庭系一般廃棄物処理手数料の減額補正について質疑があり、当局から、9月補正では、今年度作成するごみ袋について、年度内にすべてのごみ袋取扱店に対して販売する分として製造し、今年度中に売り切り、すべて手数料収入とする予定で予算措置していた。その後、需要が減少し、令和2年度内の想定販売数が大幅に減になったことにより、令和3年度のごみ袋の流通について検討した結果、新年度速やかに契約を締結した場合でも、流通可能となるのは7月ころであるため、4月から6月までの約3カ月間において円滑にごみ袋を流通させることが必要となることから、当該期間分のごみ袋を令和2年度中に製造し備えておくこととした。したがって、製造に係る歳出予算は予定どおり執行するものの、歳入予算の手数料については令和3年度に収入される見込みとなったため、令和2年度の手数料を大幅に減額することになったものである。との答弁がありました。

さらに委員より、歳入が大幅に減額となることを踏まえ、予算査定の手法と新年度予算への反映について質疑があり、当局より、令和2年度は家庭系ごみ有料化初年度であり、まだ流動的であることから、安定的に見積もることが難しい部分があるが、新年度予算の編成にあたっては、所管課に対し、ごみ袋の在庫数を適正に把握し、実績をもとに、年度内の想定必要枚数を確実に見積もった上での所要額を予算措置するように指導し、査定を行った。手数料収入についても、ごみ袋を製造する金額によらず、実績からの検証を経て、想定販売数を的確に見積もり、予算措置する考えである。との答弁がありました。

委員から、家庭系ごみ有料化に係る昨年来から混乱を招いた事態については、市当局全体で一つの例として反省し、市民負担を伴っていることを念頭に、今後の予算執行を円滑に進めていただきたい。との意見がありました。

第2点として、市単独運行バス利用者の動向について質疑があり、当局から、昨年同時期と運行形態、路線数も違うため、単純な比較はできないが、男鹿南線は男鹿海洋高校生の利用が減少しているものの、その他は各路線ともに利用者は増加している。脇本船越循環線は、当初、利用者が少なかったものの、徐々に認知され、増加傾向にある。今後も利用者が増えるように周知に努めていきたい。との答弁がありました。

第3点として、男鹿駅周辺整備事業の土地取得費も含めた事業費と財源内訳について質疑があり、当局から、令和3年度分の予算額を含むため予定ではあるが、令和元年度から令和3年度までの総額は6億1,694万1,000円で、その内訳は、地方債4億9,760万円、地域振興基金繰入金8,259万9,000円、一般財源3,674万2,000円となっている。との答弁がありました。

次に、令和3年度予算であります。

第1点として、地域振興基金活用事業について、一つとして、補助対象者について質疑があり、当局から、これまで、任意の団体を対象として事業計画を募集し、市が事業を選考する形をとっていたが、近年は応募件数が減少していることから、内容を見直し、補助対象者は、自治会長等を構成員とする船川、椿、戸賀、北浦、男鹿中、五里合、脇本、船越及び若美の各地区の町内会連合会等とするものである。との答弁がありました。

二つとして、補助対象事業について質疑があり、当局から、宗教に関するものや、ほかの補助金が交付されているものを除き、レクリエーション等の地域振興や環境美化活動及び健康に関する事業等、市民が主体となって実施する地域振興事業に対して支援するものである。各地区の振興会や町内会連合会等の大きな区分での補助は初めてであるため、職員の地域担当制を導入し、支所長等と連携を図り、活動の企画及び運営の補助をしていくものと考えている。との答弁がありました。

三つとして、職員の地域担当制の内容について質疑があり、当局から、人口減と高齢化によって地域における自主的な活動が困難になりつつあることから、市の職員が地域の担当として各種地域活動の企画・運営に携わり、その補助をすることを目的とするもので、対象地域は船川、椿、戸賀、北浦、男鹿中、五里合、脇本、船越及び若美の各地域である。担当職員は主幹級以上の職員とし、具体的な業務内容については、必要の都度、支所長等と協議し決定することとしており、行事や補助金申請事務等に

協力し、地域を盛り立てていきたいと考えている。との答弁がありました。

さらに委員より、対象地域を9地区の大きな区分としているが、地域性や職員が地域に根差した活動をするために、町内会単位等の細かな区分とする考えはないか。との質疑があり、当局から、4月からの運用開始にあたり、相当の人数を割り振る予定である。まずは大きな区分で始めて、要望を伺いながら検討していきたいと考えている。との答弁がありました。

さらに委員より、人口減により、今後さらに行政の力を仰ぐことが想定されるが、制度導入後の考え方について質疑があり、当局から、地域担当制は継続的に運用していくものであることから、よりよい形となるように、要望を伺いながら改善していくものと考えている。との答弁がありました。

第2点として、結婚支援事業は、横断的な連携が有効であると思うが、取り組みの考え方について質疑があり、当局から、結婚支援事業は政策の中でも即効性はないが、人口減少対策における重要なポイントととらえており、組織的に取り組むことを考えていきたい。との答弁がありました。

第3点として、庁舎大規模改修事業の空調設備工事について質疑があり、当局から、当初は、既存のA重油を熱源とした温水パネルヒーターに加え、ガスヒートポンプエアコンを導入し、夏季の冷房と冬季の暖房補助とする予定であったが、その後、A重油を燃料とする温水パネル暖房設備の配管老朽化による修繕に、多額の費用を要することが判明したほか、現在もA重油の使用に関しては、ボイラー技士の人件費などがかかっており、これらを考え合わせた結果、A重油ボイラーからガスボイラーに転換を図り、ガスヒートポンプによる空調に見直すほか、議会棟を含めた庁舎全館の空調設備を、利用形態に応じた通年の冷暖房設備とする。との答弁がありました。

第4点として、八望台の空き店舗のアスベスト調査手数料について質疑があり、当局から、当該建物は、外壁等の破損が進んでおり、今後さらに危険性が増す恐れがあることや、本市の主要な観光スポットである八望台の景観を損ねていることから、早急に対応が必要な状況である。土地全体と建物の半分の所有者である秋田市在住の個人は資力に乏しく、建物の残り半分の所有者である法人は事実上廃業状態であり、当事者による建物の処分は極めて厳しい状況であることから、昨年12月に土地、建物ともに両者から寄附を受けている。今後の除却等の動きに備え、アスベスト調査手数

料154万円を計上するものである。との答弁がありました。

さらに委員より、除却する場合は相当な費用が想定されるが、解体費の見込みについて質疑があり、当局から、アスベストの含有量によっては費用の増加が見込まれるが、平成30年度に実施した加茂青砂地区の旧桜島苑等の除却については、1,000万円を超える事業費を要した。基本的に除却を想定しているが、利活用についても観光サイドと協議を進めていきたいと考えている。との答弁がありました。

さらに委員より、利活用する場合の国定公園との関係性について質疑があり、当局から、八望台は男鹿国定公園区域の中で第一種特別地域に指定されており、既存建築物の改築や建てかえ等については可能だが、新築の場合は床面積等の制限が設けられている。男鹿国定公園内の現在の公園計画の中では、休憩所、園地等については整備可能と伺っている。との答弁がありました。

次に、所管事項についてであります。

当局から、男鹿市地域防災計画の主な修正内容として、住民主体の取り組みの支援・強化、近年の豪雨被害を踏まえた警戒避難体制の強化、熊本地震を踏まえた避難支援・生活支援対策、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の強化について、それぞれ報告がありました。

報告に対し、委員より、人的被害を未然に防ぐ取り組みについて質疑があり、当局から、土砂災害等の発生が予想される際は、气象台からの情報を随時得ながら対応しているところであり、特に夜間の災害が想定される際には、日中の避難行動ができる時間帯に避難所を開設する等、速やかな対応に努めている。との答弁がありました。

さらに委員より、避難行動要支援者名簿の効果的活用の実践について質疑があり、当局から、要支援者の存在を把握していても、支援を実践するためには周囲の協力が不可欠であることから、日ごろから地域の現状をしっかりと把握しながら、できるだけ多くの人々が避難できる体制づくりを改めて構築し、共助の意識を働きかけていきたい。との答弁がありました。

以上で総務分科会の報告を終わります。

○委員長（進藤優子） 次に、教育厚生分科会委員長の報告を求めます。5番鈴木元章委員長

○教育厚生分科会委員長（鈴木元章） 教育厚生分科会で審査いたしました、市民福祉

部、みなと市民病院及び教育委員会の予算及び所管事項について、審査の経過をご報告申し上げます。

この際、予算の内容については省略させていただき、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

第1点として、国民健康保険特別会計当初予算額が40億3,704万4,000円で、前年度と比較し8,746万円の減額となった要因である事業費納付金について質疑があり、当局より、国から交付される前期高齢者交付金額の増加が県の事業費納付金額に反映されたことにより、各市町村の納付金が減額になった。しかし、これは特例的な状況であり、令和4年度以降は事業費納付金が増加に転じる場合もあるとの見解が示されている。との答弁があったのであります。

さらに委員より、財政調整基金残高と事業費納付金の減額を踏まえた保険税の引き下げについて質疑があり、当局より、国民健康保険税の税率については、現在の財政調整基金の状況とともに、令和2年度の療養給付費確定後の決算剰余金の見込みのほか、5月初旬に確定する課税に係る所得額により検討していくこととなる。平成30年度以降、国民健康保険制度が県単位の広域化となったことにより、一般会計から法定外繰り入れができなくなり、年度途中で歳入不足が生じた場合、県から借り入れをして翌年度の保険税に反映させなければならないことから、税率の引き下げについては、総合的かつ慎重に判断したい。との答弁があったのであります。

第2点として、一般会計補正予算において、指定ごみ袋の製造・管理・配送に関する3,647万5,000円の減額理由について質疑があり、当局より、指定ごみ袋の製造等については、有料化直後に新ごみ袋の品薄が生じてしまったことから、9月補正で、最大限必要な数量を見込み、増産に係る予算を計上し、当初予算及び9月補正予算合わせて1億1,029万9,000円としたものである。このたびの3,647万5,000円の減額補正は、緊急対応・備蓄分も含めた製造実績に基づき措置したものである。また、令和3年度の指定ごみ袋の配送体制等については、今年度、在庫数の把握に時間を要するなどの課題が見えてきたことから、事業を検証し、市場の流通量を適時に把握し、適正な在庫管理に努めるとともに、売りさばき人への配送期間の短縮などのため、製造のみを業者へ発注し、管理及び配送は市が実施する。との答弁があったのであります。

さらに委員より、配送業務の従事者の経費について質疑があり、当局より、会計年度任用職員を採用し、配送等にあたらせることにより、当初予算ベースで前年比約400万円の経費節減が図られる。また、会計年度任用職員については、ごみ袋の配送のほか、古着や蛍光灯などの拠点回収、クリーンアップごみ及び不法投棄ごみの回収、生活環境課窓口業務などへも従事する考えであり、新たな体制でよりよい市民サービスの提供に努めたい。との答弁があったのであります。

第3点として、一般会計当初予算における生活保護費について、市の施策の推進の成果が反映された予算措置になっているか。について質疑があり、当局より、当市の生活保護受給者の約65パーセントが高齢者世帯で預貯金が減少し生活保護に至るケースが多く、市全体としての雇用関係の施策を含め、施策の成果が反映しづらい状況である。しかしながら、生活保護法上の就労支援を活用し生活保護から自立した世帯の実績が、例年、年間で約10世帯ほどある。今後も就労支援に努めていく。当初予算については、生活保護世帯数は減少傾向だが、コロナウイルスの影響により増加した場合にも対応できるよう、令和2年度の決算見込みに増加見込み分を加えた予算措置となっている。との答弁があったのであります。

第4点として、児童福祉施設整備事業の今後のスケジュールについて質疑があり、当局より、今後、船越の建設予定地である伊徳用地購入等に要する面積の確定のため、基本設計をプロポーザル方式で公募し、実施設計、建設工事を経て、令和6年4月の開園を目指して準備を進めている。との答弁があったのであります。

さらに委員より、船越・五里合・玉の池・若美南保育園の合同施設という大規模な建設用地を確定するあり方について質疑があり、当局より、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律などで認定子ども園の保育室及び園庭等の基準が定められているため、法に準じて確保したい。との答弁があったのであります。

第5点として、新型コロナウイルスワクチン接種事業における現段階の状況について質疑があり、当局より、健康子育て課新型コロナウイルスワクチン接種推進室において、個別接種、集団接種の併用実施として男鹿潟上南秋医師会と協議しているが、ワクチンが市へ納入される予定が確定していないため、予約、接種開始日は未定である。県より、4月に3週にわたりワクチンが県へ若干数納入されるとの情報を受けた

が、配分については今後協議し決定されることとなる。との答弁があったのであります。

さらに委員より、当初予算の補正予算に計上している新型コロナウイルスワクチン接種事業費について、集団接種の会場、予約及び周知方法について質疑があり、当局より、接種費用については集団接種、個別接種ともに自己負担なし。接種会場は主に男鹿市民文化会館を想定しているが、地域での接種会場も検討しており、施設内の動線の確保等も含め慎重に準備したい。接種日として、日曜日であれば高齢者も家族などの送迎が可能ではないかと考えている。委託料のワクチン接種予約受付業務は、集団接種において市民が自ら予約するためのシステムで、外部委託をする。予約方法として、集団接種希望者は電話やLINEなどのWEB予約、個別接種希望者は医療機関へ自ら予約をしていただく想定である。との答弁があったのであります。

第6点として、みなと市民病院事業会計において、当初予算における一般会計繰入金令和2年度補正予算と比較し、2,452万円減額し4億8,758万2,000円となった要因について質疑があり、当局より、これまでは一般会計繰入金が5億円、多い時は6億から7億円の時もあった。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で外来患者数の落ち込みによる減収は大きいものの、年度後半から経営改善の取り組み効果による収益の増加が見られ、令和3年度以降も取り組みの効果が見込めるとした。との答弁があったのであります。

さらに委員より、増収につながった具体的な取り組みについて質疑があり、当局より、令和2年度から医療事務に精通した職員を採用し、診療報酬の適正化に取り組んだ。また、患者層に見合った病棟再編の取り組みとして、9月から地域包括ケア病床を8床から24床に増床したことも効果としてあらわれている。さらに当初の予定を早め、今年1月から地域包括ケアの病棟化を行った。との答弁があったのであります。

第7点として、介護保険特別会計補正予算における介護給付費返還金の内訳について、委員より質疑があり、当局より、介護老人保健施設男鹿の郷における介護報酬の不正請求により生じた給付費を返納してもらうもので、返還額1億7,562万5,000円及び加算金7,025万円、合計2億4,587万5,000円である、との答弁があったのであります。

次に、所管事項であります。

第1点として、令和4年度以降の成人式について、平成30年6月に成立した民法の一部改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられる。これにより当市の成人式の対象年齢及び開催時期を検討する必要性が生じた。また、新型コロナウイルス感染防止のため、令和2年度の成人式が令和4年1月9日に開催延期となり、令和3年度の対象年齢が満20歳から21歳となった。このことから、令和4年度以降の成人式の対象をこれまでから1年引き上げることとした。との報告がありました。

対象年齢引き上げの理由として、成年年齢が18歳となっても飲酒及び喫煙については20歳のままのため、成人式の開催時に満20歳以上であることにより、未成年の飲酒トラブルのおそれがあることがある。また、開催時期について、市内の中学3年生へのアンケート及び成人式実行委員の意見として、女性の場合は振り袖を着たい、家族へも振り袖姿を見せたいという声や、開催日については3連休の中日である成人の日の前日の開催により、参加可能な人が多いとの意見を踏まえ、開催時期は冬期、成人の日の前日とする。との報告があったのであります。

第2点として、委員より、男鹿の郷の行政処分執行に関する経緯と、県、市及び事業所とのかかわりについて、これまで一般質問及び予算特別委員会並びに常任委員会等で質疑をしてきたが、事業譲渡の進め方が富永会の総意で、定款に基づいて行われたものであるのか、質疑があり、当局より、これまで一般質問等でもご答弁しているとおおり、事業譲渡については、現事業者から事業譲渡したい旨の相談を受け、候補になり得る事業者を紹介したものである。その後、富永会の総意において、紹介した事業者と譲渡に向けた話し合いを進めていくこととし、令和2年11月30日、両事業者間で基本合意が成立し、現在、両事業者間において事業譲渡契約に向けた調整が行われているもので、法人の総意であると認識している。法人の財産処分や解散などの手続については、今後、法令や定款に基づき進めていくものである。との答弁があったのであります。

以上で教育厚生分科会の報告を終わります。

○委員長（進藤優子） 次に、産業建設分科会委員長の報告を求めます。4番伊藤宗就委員長

○産業建設分科会委員長（伊藤宗就） 産業建設分科会で審査いたしました、観光文化

スポーツ部、産業建設部、農業委員会及び企業局の予算及び所管事項について、審査の経過をご報告申し上げます。

この際、予算の内容については省略させていただき、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

初めに、補正予算についてであります。

第1点として、雪害対策緊急支援事業について、支援の概要及び被災農家の把握状況について質疑があり、当局より、本事業は、暴風雪により被害を受けた農業用ビニールハウスの復旧や破損ビニールの処理に対し支援するもので、破損ビニール90棟分の処理業務として63万1,000円、全壊及び半壊したビニールハウス19棟分の復旧費から農業共済該当分を差し引いた1,656万9,000円を助成するものである。市ではJA、農業共済と連携し、被災農家の状況把握に努めているところであるが、1月7日以降の被害については、すべての方が対象となるものである。との答弁があったのであります。

第2点として、間伐材有効活用事業費547万2,000円の減額補正の要因について質疑があり、当局より、本事業は、市内の間伐材利用の促進を図るため、間伐材の運搬に要した経費の5分の1に対し補助するものであるが、今年度はコロナ禍により、運搬先である合板工場の操業縮小や減産体制の影響により、年度内にすべての間伐材を運搬することが困難であったことから、事業費の全額を減額し、運搬が可能となる4月以降に令和3年度予算で対応するものである。なお、本事業は、令和3年度より森林環境譲与税を活用した補助事業として、補助率を2分の1に拡充し展開するものである。との答弁があったのであります。

次に、当初予算についてであります。

第1点として、上水道事業会計予算における老朽管更新事業について、計画延長の経緯及び進捗率について質疑があり、当局より、本事業は水道水の安定供給を目的に、老朽管路の計画的な更新を行い、併せて耐震管率と有収率の向上を図るものであり、補助率3分の1の国からの補助金を活用し、平成24年から令和3年までの10カ年の継続事業として計画していたものである。しかし、平成27年度から29年度まで、国からの補助金が満額交付とならなかったことから、事業計画を見直し、令和8年まで5年間延長したものである。計画は、管路延長9,146メートル、総事業費7億

6, 520万円とするものであり、今年度まで6, 423メートルの更新が終了し、進捗率は70パーセントである。との答弁があったのであります。

第2点として、観光文化スポーツ部に係る地域おこし協力隊の公募及び採用状況について質疑があり、当局より、現在、観光文化スポーツ部が公募をしている地域おこし協力隊の事業については、サイクリング及び自転車を活用した観光振興事業全般の業務に2名、水産加工品の開発及びオガーレ水産加工全般の業務に2名、スポーツ振興の企画、実施をする業務に2名、計6名の公募を行っているが、いまだ採用者はいない状況である。募集要件見直しの検討を含め、早期に採用できるよう、周知に努めていく。との答弁があったのであります。

さらに委員より、地域おこし協力隊の誘致は、移住定住の促進や関係人口の創出・拡大につながっていくことから、誘致の際は、まずは男鹿を好きになっていただく、さらには、将来にわたり男鹿で生きていく可能性を見出せるような提案をしていただけるよう、当局には取り組んでいただきたい。との意見があったのであります。

第3点として、若美中央公園球場バックネット改修事業について、財源であるスポーツ振興くじ助成金の申請が不採択となった場合の対応について質疑があり、当局より、若美中央公園球場バックネットの支柱が腐食しており、強風等により倒壊の恐れがあるため、今年度はバックネット裏への立ち入りを禁止して利用してきたことから、当該施設の改修を行うものである。また、公共施設等総合管理計画における個別施設計画においても「存続」することとし、施設の長寿命化を推進していくことから、本改修事業を実施し、スポーツ振興と利用者の安全確保を図るものである。事業費は3,000万8,000円で、財源は一般財源が1,073万6,000円、スポーツ振興くじ助成金が1,927万2,000円である。また、スポーツ振興くじ助成金については、現在申請中であり、仮に不採択となった場合は、事業の見送りも含め、大幅な事業の見直しを検討しなければならないと考えている。事業を来年度以降に見送る判断をした場合は、その間さらに利用者にはご不便をおかけすることにはなるが、事業費をすべて一般財源で賄うには厳しい財政状況であることからご理解を願いたい。との答弁があったのであります。

第4点として、経営体育成基盤整備事業の促進による遊休農地解消の取り組み及び担い手への集積率について質疑があり、当局より、市では大型機械導入などにより、

効率的な営農による生産コストの低減や農地の利用集積を図るため、大区画圃場及び農道の整備を行う経営体育成基盤整備事業を促進しており、来年度は五里合地区及び野村地区で実施する。担い手への農地集積率は令和元年度実績で70.8パーセントであり、基盤整備事業が終了した若美北部から中央地区、脇本浦田地区などでは、事業を進めることにより、遊休農地の解消と担い手への集積が進んできた実績がある。今後も基盤整備事業と連動した取り組みが重要であるととらえている。との答弁があったのであります。

次に、所管事項であります。

第1点として、大潟村への水道水供給について報告があり、当局より、供給水量1日最大1,600立法メートル及び大潟村の水需要予測を含めた供給内容について報告があり、以下、5点の課題が挙げられたものである。

一つとして、事業費が15億円と高額であること。

二つとして、新規水源地が未確定であること。

三つとして、大潟村の給水原価が令和11年度には約3.1倍となり、料金改定が必要であること。

四つとして、大潟村が求めていた滝の頭の水ではなく、ブレンド水の供給となること。

五つとして、若美地区の住民に対し、ブレンド水となることへの理解を得る必要があること。

以上の最終報告を受け、「大潟村への水道水供給に係る協議会」では、本案による供給事業化は難しいとの判断に至ったものである。また、今後の協議会及び幹事会のあり方についても意見が出され、委員からは「休止」、「凍結」、「解散」との意見があったものの結論は持ち越しとなっているものである。との報告があったのであります。

この報告に対し、委員より、夏季の渇水期に滝の頭湧水量が減少することに伴い、若美地区に新たな水源を求めることは困難な状況であると考えます。現在、供給能力に余力がある根木浄水場を活用し、良質な水道水を供給できることを説明していただきたい。今後も協議会及び幹事会を存続し、引き続き大潟村と協議を継続していただきたい。との意見があったのであります。

第2点として、秋田県市町村未来づくり協働プログラムの男鹿市プロジェクト「男鹿の恵みを活かす観光振興プロジェクト」における事後評価調書について報告があり、当局より、道の駅おが・オガーレを核としたプロジェクトについては、県と市町村が協働で推進し、県から「あきた未来づくり交付金」の交付を受け、取り組んできたものであり、プロジェクト終了後、市ではその自己評価を行い、その結果を県及び県議会と市議会へ報告するとともに、ホームページ等で公表するものであります。プロジェクトの目的は、「住んでよし、訪れてよしの男鹿の共創」の実現に向け、市内周遊観光と地域活性化の拠点となる複合観光施設を整備することなどにより、交流人口の拡大と地域活性化を図るというものであり、概要は、実施期間が平成28年度から令和元年度の4年間で、総事業費が10億294万8,000円となるものである。このプロジェクトによる経済波及効果分析等について、県が委託した秋田経済研究所の分析では、ハード事業費で12億5,800万円、ソフト事業費で6,300万円、プロジェクト成果による効果で25億9,400万円、合計39億1,500万円であったと推計されている。今後の推進方針では、民間アドバイザーのご意見や全体評価を踏まえ、一つとして、魅力ある加工品の開発、販売。二つとして、男鹿駅周辺との連携。三つとして、平日の物産館の売り上げ確保。四つとして、宿泊客数の増加。以上、4項目について推進していくこととしており、引き続きオガーレ及び駅周辺広場を拠点として、交流人口の拡大と地域活性化に取り組んでいく。との報告があったのであります。

第3点として、今年度実施した、なまはげ柴灯まつり誘客多角化等実証事業の効果及びコロナ収束後を見据えた事業展開について質疑があり、当局より、今年度は誘客の多角化に向け、国の事業を活用し、オガーレにサテライト会場を設け、まつりのライブ配信やイルミネーション、イベント、花火などで観光客をお迎えした。来場者は3日間で2,800人となり、なまはげ柴灯まつりと合わせての来場者は4,200人であった。来年度においては、男鹿駅周辺広場の整備が完了することから、広場の活用も視野に入れ、従来のなまはげ柴灯まつりに新たな付加価値を生み出せるよう取り組んでいきたい。また、コロナ収束後を見据え、さらなるインバウンド誘客に努めるとともに、男鹿半島の応援団であるナマハゲ伝導士を積極的に活用し、観光やイベント情報などのクチコミ等による発信を促進してまいりたい。との答弁があったの

であります。

第4点として、今年度の除雪の状況について報告があり、今年度の除雪稼働日数は、12月が9日、1月が24日、2月が8日で合計41日で、昨年同期と比較して29日の増となっている。予算執行状況については、2月末までで約1億5,800万円となる見込みで、予算額2億5,986万2,000円に対し、執行率は約60パーセントを見込んでいる。との報告があったのであります。

この報告に対し、委員より、除雪については、市民の方々からさまざまな要望やご意見が寄せられ、全てに応えることは難しい状況だと考える。一方、除雪車の運行状況については、タコメーターで管理しており、除雪車の現在位置や進捗状況が把握できない状況であることから、GPSを利用した運行管理システムを導入し、除雪作業の効率化とコスト削減を図るとともに、冬期間の安全な道路交通の確保に努めていただきたい。との意見があったのであります。

以上で産業建設分科会の報告を終わります。

○委員長（進藤優子） これより分科会委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。8番佐藤巳次郎委員

○8番（佐藤巳次郎委員） 総務委員長にお伺いしますが、今回の総務委員会の中で、職員の懲戒処分について、当局から報告があったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（進藤優子） 中田謙三委員長。

○総務分科会委員長（中田謙三） 佐藤委員の質問に対して答弁いたします。

議案第10号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてについての中身だと思います。それで、まあ今言うように、人事評価の部分でのやりとりがございました。その主な点を発言したいと思います。

○8番（佐藤巳次郎委員） 懲戒処分されたということで、そういう報告はなかったかどうか。

○総務分科会委員長（中田謙三） 大変失礼しました。そのことは、私は、委員会の中ではそういう報告はなかったように記憶しています。

以上です。大変失礼しました。

○委員長（進藤優子） 再質疑ありませんか。8番佐藤委員

○8番（佐藤巳次郎委員） まあ報告がなかったということでしたが、こういう処分について、委員会へ報告する必要があるという判断なのかどうかわかりませんが、やはり、例えば先日、消防職員が不祥事っていうか、職員のいじめっていうか、そういう形で新聞に載りましたけれども、その処分内容と、今回の男鹿市の処分内容より、あ、今回、市の処分が若干重いと思ったんですけども、そういう中で、市の方で委員会に報告するというのは、私からすれば当然じゃないのかなと思っております。

で、これは市民の人から電話が来まして、市役所のホームページを見たがということで、見てないということです。で、私は改めて市役所のホームページを見ましたら、この処分について掲載されております。そういうことで、この処分の年月日が2月の25日と。で、議会開会中だわけです。そういうことからしても、私は当局が総務委員会にこの処分内容を報告するというのは当然のことじゃないかと思えます。

で、処分の内容としては、3カ月間の給料の月額10分の1という減給処分です。で、処分の理由としては、業務遂行にあたり適正な事務を怠り、虚偽の報告を行ったこと。また、過去に上司から指導を受けたにもかかわらず改善せず、職務を怠ったということが内容になっています。で、私もこのホームページを見て、おや、当然総務委員会あたりには報告してあるのかなと思ったんですけども、これらについては、まあ議会には何ら報告する義務がないといえればそれまでですけども、市でもし報告する義務もないとすれば、まあ消防職員の処分はそれなりのスペースで魁新聞に処分内容等掲載されたわけで、不釣り合いだなと思ったんですけども、そこら辺、まあ総務委員長として個人的なご意見を伺いたいなと思えます。

○委員長（進藤優子） 1番中田謙三委員長

○総務分科会委員長（中田謙三） 佐藤委員の質問にお答えしたいと思います。

総務委員会に今の職員の処分、それから消防一部組合の署員の処分の報告があったのかというこの点は、今初めて私は聞きました。総務委員会にも報告はありませんでした。

私の個人的な意見を伺いたいというようなことですけども、新聞に、まあいい面も悪い面もいっぱい男鹿市の情報は出るわけですけども、いろんな意味で議会に報告あってしかるべきじゃないのかなと、そのことを思います。あわせて、先ほど私、答弁間違えてしまいましたけれども、人事評価におけるいろんな議論もされてる中に

において、このような形で処分がされるとなれば、当然、総務委員会、そして議会にも、議長に、正副議長に報告されてるのかはわかりませんが、議会にも報告されるべきものなのかなど、私はそのように思います。

以上です。

○8番（佐藤巳次郎委員） 終わります。

○委員長（進藤優子） 8番佐藤巳次郎委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。15番三浦利通委員

○15番（三浦利通委員） 私も総務委員長にお尋ねをいたしますけれども、先ほど報告の中でありました行政協力事務交付金、合わせてその関連の職員の地域担当制についてお尋ねいたします。

新年度から、従来の町内会への振興交付金から、まあ名称、中身も変わった予算措置のようではありますが、日ごろから市長はじめ当局というのは、いろんな機会に町内会とか自治会のそういう地域活動を一生懸命やってくれる組織の大事さ、特にこの後ますます人口減少、高齢化が進む男鹿市においては、その存在というのはいろんな意味で市当局を助けてくれる、カバーしてくれる重要な役割を担っていると思いますけれども、そういう中であって、私からすれば、新年度の協力事務交付金、で、総務委員会の資料見させていただきましたが、自治組織のあるべき姿っていうか目的、それを当局はちゃんと認識してるんだべかと。率直に言わせれば、当局の下請け的なやっぱりそういう存在でしかとられてねえんでねえがなっていう気がいたしました。なぜかといえば、新年度の協力事務交付金、事業概要の中に、町内会、自治会またはこれに類する団体に依頼する行政協力事務に対して交付金を交付する。行政協力事務に対し。要するに、当局、市のさまざまな施策等に対する協力に対して交付金を出すと。

で、具体的な行政協力事務を5点ほど羅列しておりますけれども、私が、まあ認識間違ってるかもしれねえけれども、認識しているのは、自主組織、要するに自分方の意思決定により、どういう組織運営をしていくのか、活動していくのかっていうのは、これは町内会とか自治組織にゆだねられていることです。ですから、従来の振興交付金、ある意味では裁量権をもったそういう補助金の性格で使ってもらう、そういう姿があるべき姿でねえがなと。今言ったような新年度から始まるような、こういう条件

を義務化するような、強制力を持たせるようなこういう補助金ってはいかがなものだべがなってな気がしますけれども、しかも、驚くなかれ、去年の振興交付金から比較しますと288万円、計算したら15.4パーセントの減です。ですから、先ほど言ったように、そういう自治会等の組織の必要性、尊重、重大性はいつもアピールしてるんだけど、それに対する新年度の予算措置っていうのは、はっきり言えば減額なされている、後退してるって言われてもしょうがない事実、部分でねえがなっていう感じがいたします。

さらに中身を見てみますと、均等割が1町内会5万円、世帯割が600円、1世帯。ご案内のように、どんどんどんどん世帯数が減っていくことは残念ながら明確な中で、この条件だとすれば、対象の町内会等にはどんどんどんどんこの交付金が目減りしていく、相当減っていくようなことは明確なわけですから、これもさらに後退するようなそういう補助金の性格になっていると。現行不一致の後退策でねえべがと思ったんだけど、そこら辺の総務委員会の議論、この件について、まず第1点お聞かせください。

○総務分科会委員長（中田謙三） はい、委員長。

○15番（三浦利通委員） 待って、もう1点あるす、委員長。

それから、地域担当制ですが、まあ従来から、旧若美町時代、担当参事制ってなことが、まあこれは現総務委員長あたりは、しきりにいろんな機会で主張しておりました。私もその制度はすごくよがったんでねえがなと思っておりましたが、今回の地域担当制は、中身的には新しい制度でありますから、ちょっと引かかるのは、支所長、出張所長または公民館長の要請に応じて、要請に応じて活動すると。しかも公務であると。ですから、恐らく夜間とか、夜間会議やったり、それから土日の活動に対しては、公務ですから当然やっぱり報酬っていうか給料が出される。で、片や、その地域に例えばうちの方の地域に若い職員がいれば、それは町内会の会員と同じように無報酬。給料なんかももちろん何も日当的なものは出されませんから、出ませんから、同じ職員でこういうふうな形でやっていくってのはどうも合わない。理屈に合わないでねえがと。菅原市長は、自分の今回選挙用の公約を綴ってあるパンフにも、しきりにボランティア活動の力説しております。アピールしてる。特に職員も1期目の中でいろんな活動に対して頑張ってもらったということは、写真も確かついてた。といいな

がら、片やこういうふうな、私からすれば職員が、いつも言うように市民に奉仕するとなれば、自分の住んでる地域の町内会のいろんな活動にも可能な限り参加する。これ当たりめえのことでねえが。それさ公務だからっていうことでそれなりの手当が伴うっていうことは、これは奉仕するという職員の精神から逸脱するあんでねえべがなっているような、と思いましたが、もう一つは、主幹以上の方々、職員の皆さんから頑張ってもらわなくても若い人方から頑張ってもらえば、いろんな面で自治組織の実情もわかるし、ある意味ではそういう自治組織が要望とか等々の相談があった部分は、ほかの自分が今担当してる課でなくっても自分がほかの課にいろいろ聞いたり調査したりってなことで、その橋渡しができる。そのことによって若い職員が、菅原市長これも言ってるような、ワンチーム、いろんな各課の連携、それさつながっていくあんでねえがなっている。むしろ、悪いけれども、年配の職員よりも若い人がこういう担当、地域担当制さ加わった方が、将来的には役所のあるべき姿さ近づいていくあんでねえがなっている気がするんだけど、そこら辺、手続の関係、それから公務で果たしていいのか等々について、この部分、委員長どういいうご議論があったのか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（進藤優子） 1 番中田総務委員長

○総務分科会委員長（中田謙三） 質問が多岐にわたってますので、取りこぼしがあれば委員長から指摘していただければありがたいと思います。

まあ1点目は、行政協力事務交付金についてのお話です。

まあ流れる的には、まあ見直したいというか、その根本にあるものは、各自治会から決算、事業やった決算等もあがってくるわけで、今現在も申請でもって交付がなされてるわけです。大きな町内会は、まあ世帯数が大きな町内会は、その決算の中で繰り越してるというそういう実例があるそうです。そのことを踏まえて、まず見直していきたいというか、それが主たる話でした。

それで、まあご案内のとおり交付金の額、均等割、世帯割等あるわけですがけれども、世帯数の少ない町内会は現状とほとんど変わらないというか、そういう話でした。実際にまず今4月から申請を受け付けて、議論の中では早い時期に額を確定して交付したいというか、そういう内容でした。

あともう一点、先ほど減額になるんじゃないかというような話でしたけれども、実

際に、まあ先ほど15番三浦委員がお話したとおり288万円、前年度から減額になります。それで、令和3年度は、まあ昨年度のまず7割の支給が今年のまず1,590万円の額、7割の激変緩和措置をとってます。そして、令和4年には6割というか、そういうふうな激変措置をもって今交付したいというか、そういうふうな話になっていきます。

あわせて、三浦委員は、自治組織の下請けではねえがと、そういう話がありました。私も、まあ委員会ではこの部分では発言はしませんでしたけれども、かねてから、いや、やっぱり市が願う立場でよ協力金というのはあるべきなので、まずこうやってけれ、こうやってけれっていうか、余りにもこう自治組織、町内会に物事を押しつけてるんでねえがなっていうことは、私は常に感じております。そのことはまず、総務部長なり企画の部長にも意見として申し述べておくことはありますので、そのことはご理解願いたいと思います。

まあ強制力云々の話はありませんけれども、そこはまず私の発言する立場じゃないので、その分は見合わせたいと思います。

次に、地域協力の話です。担当制の話ですけれども、確かに私自身、若美町当時の町内会担当参事制を念頭に置いて、今回の地域協力の担当が行われるものなのかなと思ってましたけれども、いざ蓋を開けてみると、ちょっと違ってるように感じました。やっぱり私的には、若美町当時の町内会担当制参事をなったような形で、やっぱり職員が自ら地域に入り、そして防災・減災、そして顔が見れるような活動を町内会と一緒にやっていくべきじゃないかなっていうことを、総務委員会の中でも発言しました。その中で今回、まあ先ほど来言ってるように、船川、9地区、みんな大きな区域でそれをひとくくりでまでしてやってるわけですけれども、それもまずいんでないかなというか、そのことも私は発言させていただいてます。

あと、先ほど、若い職員の活用については私は大いにやってもらいたいと思いますし、あわせて町内会職員との整合性の話もありました。このことも、この後どういう形で詰めていくのか、それはまずこの後の推移を見ながら考えていただければありがたいと思います。

あとあわせて、公務で出てた場合の手当のことも触れられておりました。そのことも、今までの若美町当時の町内会担当参事制においては一緒に活動してあったので、

そういう事例はなかったわけですので、そのあたりでなかなか、何ていうかな、うまく機能するのかな、このようなことも感じております。

以上です。

○委員長（進藤優子） 再質疑ありませんか。15番三浦利通委員

○15番（三浦利通委員） 委員長に対する質疑ですから、あと余りありませんけれども、先ほど委員長が答えた、当局がそれぞれの町内会、自治組織の決算資料を見て、結構残っている、残っていないってなことのあれがありましたけれども、で、その前に、尻の前に入る部分、市民が町内会の会費として納めてる金額、大きい町内は先ほどあったように3,000円ぐらい。それから100人足らずぐらいのところは、うちの方の近隣の町内会の実情を聞いてみますと、5,000円から6,000円。小さいところは十数戸、20戸前後等は、1万円のところもあります。で、お年寄り家庭の皆さんも、年金暮らしでやっぴりしながら町内会の会費だからっていうことで相当やっぴりよ、これはむしろ我々が一番世話なるっていうことで率先的というか、それは協力して1万円、高い金額だけれども払ってる。そういう部分を私はやっぱり是正するのがこういう補助金、交付金でないかなと。それさ何も手つけないで、先ほど来言ってるような条件づけでよ、協力、いろんな事業さ協力すれば交付金を交付するなんてのはとんでもねえ上から目線の、かつてのよ、昔の時代のお上のやることでねえがなっている気がします、この部分については。やっぱり…

（「委員長報告に対する質疑でねえべ」と言う者あり）

○15番（三浦利通委員） だから俺の思いしゃべって、それから聞くあんだって、今。

だからそういう議論をよ、今までの経緯の中で総務委員会がどこまで議論してきたのか分がらねえけれども、あんまりしゃべればごしゃがれるがらあれだけでも、で、後段の方で委員長もよ、制度が自分ではちょっと違ってるっていうことでありましたけれども、やっぱりあらかじめこういう変更される事業の中身とかそういうことは、まあこれは当局にしゃべんねえばいけねえことなるけども、やっぱり委員会としてもや、がりっと要請しながら、やっぱりそれぞれの所管っていうのは大事にしていかなければいけない。我々が余り入っていく余地のない部分ですから、やっていただければ幸いです。

いいです。あとやめます。

○委員長（進藤優子） 15番三浦利通委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（進藤優子） 質疑なしと認めます。

これより、ただいま各分科会委員長へ行った質疑事項について、さらに質疑を行うべき点がある場合、特に市長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。15番三浦利通委員

○15番（三浦利通委員） せば、悪いっす。先ほど来、まあ私の意見も含めて委員長に対する質疑を行わせていただきましたけども、まず、先ほど主張したようなよ私の考え方、とらえ方、市長どの程度や、自治組織、町内会との現場をや承知しているのか。部下等から、実態っていうのはいろんな機会にどういう報告がなされているのか。それをどう市長が受け止めて、今回の先ほど来あったような予算措置っていうのは本当にこれが正しいやり方なのか。まあ正しいから出してきたんだべども、やっぱり現場からすればいろんな不平不満が出てくる可能性大でねえがなって思うんだけど、どうでしょうか。

○委員長（進藤優子） 菅原市長

○市長（菅原広二） マイク一つしかないので、本当は後ろから答えてもらってがっただも。

このことについてはね、非常にこう、私も大事なことだと思っています。何回か議論してます。

行政協力金については、まず何ていうか、上から目線だとか、そういうふうに言われればちょっと困ることもありますけども、まず、うちの割当金だと。それから、コミュニティの交付金、それは自主的に活動しようとしてるところに支援をしていくと、そういうことだと思っています。だから今のこう、まだまだ委員の皆さんともこう議論をしていかなきゃだめだことがいっぱいあると思いますけども、私の思いは、もっとこういろんなことを自主的にやろうとしてる町内があれば、そのことに支援をしていきたいっていうか交付していきたくて、そういう思いは持ってます。

先ほどの、その地域担当制の話でも出ましたけども、各地域の懇談会回っていくと、やっぱり支所長の権限が余りにもなさすぎるんです。私は、支所長の権限でもできる

ような、裁量でできるような、その交付金がね幾らかでもあれば、もっと地域が活性化するのかなということも思っています。

あとは、その地域担当制に関しては、言い訳ですけども、なかなかこの話が進んでいかないんですよ、役所内部で。私の力不足で申し訳ないですけども。だからまずやってみよう。9地区でまずやってみよう。しかも、その幹部職員でやるわけですから、まずその時間外等のそういうこともないし、まずまずそうやって動き出しながら考えていこうと、そういうこう思いでいます。

何とかそこあたりで皆さんのご意見があったら話していただければありがたいです。こういう話をするために、私はこういう時間をつくってくれとお願いしてるわけですから、どうか皆さんから意見を出していただければありがたいです。

以上です。

○委員長（進藤優子） 再質疑ありませんか。15番三浦利通委員

○15番（三浦利通委員） まず、やってみながら、やっていきながらっていうような市長のお答えでしたけれども、そのことが何を意味するのか。私から言わせれば、今ここにおられる職員の皆さんも果たしてよ、年末年始で行われる地域のや町内会等の総会あたりさ何人出てるべ。まあ、今、手挙げてもらわなくてもいいけれども、恐らくよ普通は進んで可能な限りそういう場さ出て、地域の実態、何が課題なのか、どういう実情になってる、これ知り得るのは、把握するのは職員の任務だと思うんだけど、俺ははっきり言うども、それがいまいちなされてない状況がゆえに、まずこういうことも出てくるのかな。

まあいずれにしても、新しい制度の予算ですから、まあ幾らか柔らかくよ柔軟性をもった中で運用していきながら、まあよりよい町内会等の支援ができるように期待をして、あとやめます。

○委員長（進藤優子） 菅原市長

○市長（菅原広二） 委員長と委員からのご指摘を受けましたけども、私も本来であればね、若い職員がこういうのに参加して地域に入り込んでいって、私がいつも言う横断的な話を聞いていくと、横断的なことをやっていくと。そのことによって若手が育っていく。オール市役所的な発想が出てくるということだと思っています。このことは非常に大事なので、やっていきたいと思っています。

まず、何とか幹部職員にこう割り当ててね、そこからこう様子見ながら、こういつも私が言ってることと違ってきりが悪いですけども、まずやってみながら、走りながら、こう皆さんと意見を交わしていく。

委員がおっしゃるように、市役所の職員が地域に関心持たないと、それは本当うまくないことですから、町内会に顔出していく。私も地区の運動会とか行くと、やっぱり主体的に動いてるのは本当市役所の職員だけですよ。それがなくなると本当にその行事ができなくなるんじゃないかと、そういう危機感を持っています。何とかもう一度そのことを見直ししてやっていきたいと思っていますので、皆さんからのご意見を聞きながら、いい方向に進んでいきたいと思っています。

以上です。

○委員長（進藤優子） さらにありませんか。

○15番（三浦利通委員） 終わります。

○委員長（進藤優子） それでは、15番三浦利通委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（進藤優子） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号から第9号まで及び議案第16号から第28号までを一括して採決いたします。本18件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（進藤優子） ご異議なしと認めます。よって、本18件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員長報告については、当席にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（進藤優子） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告は当席に一任されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて予算特別委員会を閉会いたします。

午前 11時28分 閉 会